

# 入 札 説 明 書

造影剤自動注入装置一式の購入

令和7年2月

地方独立行政法人奈良県立病院機構

奈良県西和医療センター

# 入札説明書

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センターが調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。下記の事項の記載内容等に疑義がある場合は、下記5の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日 令和7年2月3日(月)

2 入札物件

(1) 件名

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター  
造影剤自動注入装置一式の購入

(2) 物件の仕様

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年5月31日(土)

(4) 納入場所

奈良県西和医療センター 指定場所  
(奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16)

3 入札方法

(1) 入札は、造影剤自動注入装置一式の導入に係る本体価格のほか、運搬費、搬入費、据付費、配線等接続費、調整費、その他の当該物件の設置に必要な経費、廃棄物処理費、操作等の説明又は教育に要する経費等の諸経費をすべて含めた総額で行います。

(2) 第一交渉権者決定に当たっては、入札書に記載された契約金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって行いますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札は、入札者(代理人を含む)による入札書の直接提出又は郵便により行うものとし、電送による入札は認めません。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(8)のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(3) 公告日からこの公告に示した調達物品の入札の日までの間のいずれにおいても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代用者が上記要件に該当する団体)でないこと。

- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) この公告に示した調達物品を規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。
- (7) 奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、主たる営業目的がE1「医療機器・用品」で登録している者であること。
- (8) 次に掲げるアからキのいずれの要件にも該当しない者であること。
  - ア 役員等（法人にあっては役員〔非常勤の者を含む。〕、支配人及び支店又は営業所〔常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。〕の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号。以下「法」という。〕第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
  - ウ 役員等が、その所属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
  - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - カ この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。
  - キ この契約に係る購入契約等に当たって、上記アからオまでのいずれかに該当する者を相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、当センターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 問い合わせ先及び契約担当課

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16  
地方独立行政法人奈良県立病院機構  
奈良県西和医療センター 財務課 管財係  
電話番号（代表） 0745-32-0505（内線2214）  
FAX 0745-32-0517  
ホームページ <http://seiwa-mc.jp/>  
メールアドレス [seiwa-zaimuka@nara-pho.jp](mailto:seiwa-zaimuka@nara-pho.jp)

### (2) 入札説明書、入札仕様書等の交付方法

- ア 交付期間 公告日から令和7年2月14日（金）午後5時まで
- イ 交付方法 地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センターのホームページ（<http://seiwa-mc.jp/>）の入札情報よりダウンロードしてください。なお交付期間を過ぎますと、ダウンロードはできませんのでご注意ください。

- ウ 交付資料
- ①入札説明書
  - ②入札仕様書
  - ③【様式1】入札参加申込書兼適合規格承認申請書
  - ④【様式2】供給証明書
  - ⑤【様式3】質疑書
  - ⑥【様式4】入札書
  - ⑦【様式5】委任状
  - ⑧【様式6】入札保証金免除申請書
  - ⑨【様式7】辞退届
  - ⑩【様式8】契約保証金免除申請書

(3) 入札仕様書等に関する質問

- ア 入札説明書、入札仕様書等交付書類の内容に関して質問がある場合は、質疑内容を簡潔明瞭にまとめて、質疑書（別添【様式3】）により、下記期日までに上記5の(1)へ、件名に【造影剤自動注入装置一式の購入の入札への質問】と明記しメールを送付してください。

なお、質疑書を送付した場合は、必ず電話により質疑書到着の確認連絡を行ってください。また、期日以降の質疑応答、電話又は口頭による個別の対応は行いません。

受付期日：公告日から令和7年2月10日（月）午後5時まで

- イ 質問への回答は、令和7年2月13日（木）（予定）に、入札参加資格者全員に対してメールにて実施します。

公表の際は、質問者は明示せず、また再質問も受け付けません。

(4) 入開札の日時及び場所

日時 令和7年2月25日（火） 午前10時00分

場所 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16

奈良県西和医療センター 事務棟2階 小会議室2

6 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨（アラビア数字で表記すること）とします。

(2) 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札金額（入札書に記載の単価に当該入札において示した購入予定数量を乗じて得た金額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を、入札の際に納付するものとします。

ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第5条第1項ただし書の規定（保険会社との間に地方独立行政法人奈良県立病院機構を被保険者とする入札保証契約を締結した者、又は過去2年間に国、地方公共団体又は地方独立行政法人等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者等）に該当する者は免除します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条第1項ただし書の規定（保険会社との間に地方独立行政法人奈良県立病院機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国、地方公共団体又は地方独立行政法人等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者等）に該当する者は免除します。

(4) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる①から④までの入札に関する必要書類のうち該当する書類をすべて提出し、適合規格の承認を受けなければなりません。

提出書類

- ①【様式1】入札参加申込書兼適合規格承認申請書
- ②【様式2】供給証明書
- ③メーカーのカタログ、図面等（商号名・規格等を記載したもの）若しくは、技術資料等仕様を証明するもの。
- ④奈良県物品購入等競争入札参加資格を有することを証明する書類（写し）

提出期間 公告日から令和7年2月14日（金）午後5時まで  
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前9時から午後5時。

提出場所 奈良県西和医療センター 財務課 管財係

提出部数 各1部

提出方法 原則持参とします。

なお郵便でも書類の提出を可としますが、上記提出期日までに書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により必着することを条件とします。

イ 上記アにより提出された申請書に基づく適合規格の適否については、下記により通知します。

通知日 : 令和7年2月19日（水）（予定）

通知方法 : メールにて通知します。

ウ 入札参加申込書兼適合規格承認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とします。参加資格の確認ができない場合は、入札に参加することはできません。

エ 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札又は入札書を入札説明書記載の期日までに郵送してください。

オ 入札書は封書の表面に「造影剤自動注入装置一式の購入の入札書」とわかるように記載（別添【様式4】の記載例を参照）して、当センター職員の指示に従って入札箱に投函してください。

カ 代理人をもって入札する場合は、委任状（別添【様式5】）を当センター職員の指示に従って提出してください。

キ 入札者は、その提出した入札書を書き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

ク 上記6の(2)で示す入札保証金の免除規定に該当する者は、令和7年2月21日（金）午後5時までにその旨を証明する書類（入札保証金免除申請書〔別添【様式6】〕）を、上記5の(1)まで提出してください。

ケ 入札を辞退する場合は、辞退届（別添【様式7】）を令和7年2月21日（金）午後5時までに、上記5の(1)へ提出してください。

(5) 郵送による入札

ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。郵送の場合、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出してください。

外封筒の表面に「造影剤自動注入装置一式の購入に係る入札書在中」と朱書し、裏面に差出人（入札者）の住所、会社名及び代表者名を記載してください。中封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県西和医療センター院長宛での親展として、令和7年2月21日（金）午後5時までに、上記5の(1)へ提出してください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札（2回目）を行いますので、入札書は、初度（1回目）の入札に係る入札書と再入札（2回目）に係る入札書の郵便による差し出しを認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書とともに再度入札に係る入札書を郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む。）を別々に封印

し、中封筒表面に「入札書在中（初度入札）」又は「入札書在中（再度入札〔又は再度入札辞退〕）」とそれぞれ記載してください。

ウ 再入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書（1通の場合）のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。

エ 封印された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封印されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で第一交渉権者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不要となった場合は返送しません。

オ 郵便で入札に参加する場合、下記8の(3)で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係ない職員が「くじ」を引くこととなります。

## 7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者について、再度の入札に参加することはできません。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札  
代理人が入札に参加する場合は、その代理人の記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札（虚偽の申請を行った者の入札等）

## 8 第一交渉権者及び契約額の決定方法

(1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人（1者1人）が出席して行うものとします。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせて開札を行う場合があります。

(2) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とします。

その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低の価格で入札を行った者を第一交渉権者とします。

ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。この場合であっても、入札執行回数は初度（1回目）を含め、2回を限度とします。

入札書は再入札となる場合に備えて2枚用意してください。

- (3) 第一交渉権者となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 再度の入札をしても第一交渉権者が決定しないときは、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第23条第1項5号の規定に基づき、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札をした者と交渉（随意契約）に移行する場合があります。
- (5) 契約金額については、第一交渉権者決定後に再度交渉を行います。
- (6) 交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約金額決定に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うものとします。

## 9 契約書作成の要否等

(1) 契約書作成を要します。契約書は2部作成し、各自1部保有するものとします。契約書の作成に要する費用は、すべて第一交渉権者の負担とします。

(2) 第一交渉権者は、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第25条第1項の規定に基づき、落札の日から遅延なく（特別の理由により必要があると認められるときは指定する日までに）契約を締結するものとします。

上記6の(3)で示す契約保証金については、当センターが指定する期日及び方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、当センターが指定する

期日までに、必ずその旨を証明する書類を提出してください。

#### 10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、第一交渉権者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ア 役員等が暴力団員である。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
- ウ 役員等が、その所属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- カ この契約に係る購入契約等に当たって、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。
- キ この契約に係る購入契約等に当たって、上記アからオまでのいずれかに該当する者を相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、当センターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わない。

#### 11 契約の解除

契約締結後、契約者について上記10のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

#### 12 その他

- (1) 契約者は、物品の搬入・設置等については、当センターの指示に従って、担当者と十分打合せし、納品設置してください。なお、納品機器については、検査引渡の完了日にメーカー名・機器名称・規格名・購入年月日・購入業者名・担当者連絡先を明記したシールを添付してください。また、上記内容を記入した納品リストを作成し、データを提出してください。
- (2) 調達物品の納入設置後の検査・検収については必ず必要要員を確保し、検査等の立会、操作方法等の説明を要します。また、各構成装置の取扱説明書及びシステムの簡易取扱説明書を提出してください。
- (3) この物品の調達に係る支払の請求については、納品設置により検査・検収終了後請求書を提出するものとし、その支払の請求を受けたときは、その日から30日以内に該当代金を契約者の指定する口座へ振り込むものとします。

#### 13 入札の中止等及びこれらによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。また、入札者の連合の疑い、不正不穏な行動をなすことにより、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

#### 14 調達手続の停止等

- (1) この調達に関する苦情申立てに係る処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、第一交渉権者が入札参加資格を喪失した場合、又は入札参加停止の措置を受けた場合は、契約を締結しません。